

令和3年度第2回 権利擁護ワーキングチーム

開催日時：令和3年9月9日（木）10：00～11：30 Zoomにて開催

【参加事業所】

相談支援事業所ねんりん
デュナミス
プラム.ちくご
自立生活センターちくご
浩明寮・仁愛荘
わかたけ作業所
プラムの小径
植田病院
筑後市社会福祉協議会
筑後市役所福祉課
事務局



★今回もコロナ感染症対策のためオンラインでの開催となりました。

「障害者虐待防止」の更なる推進のため、従業員への研修の実施、虐待防止委員会の設置、責任者の設置等が今まで努力義務だったものが令和4年度から義務化されます。大きな事業所だと委員会を設置してあるところもありますが、小規模な事業所だと未設置のところもあり、虐待防止委員会設置に向けて、協議会全体へ向けたアプローチ方法を話し合いました。

★虐待防止委員会の3つの役割

- ・虐待防止のための計画づくり（虐待の研修や職場環境の確認と改善を行う）
- ・虐待防止のチェックとモニタリング（職場環境を自己点検し、委員会に報告）
- ・虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

★権利擁護ワーキングチーム内では、委員会設置済み事業所は3割ほどで、他は準備中のところが多かったです。

委員会を設置してある事業所では、職員に向けて定期的な研修やセルフチェックを行い、チェックリストで挙げた項目が虐待にあたるか委員会で検討したり、虐待に関するアナウンスを毎日朝礼で行うなど、職員に対する意識づけを行っているとのことでした。

★10月の全体研修では、年1回の虐待研修に取り組む予定にしています。権利擁護ワーキングチームより事業所としての体制整備や虐待防止委員会の役割について説明を行い、その後参加者全員で体制整備のチェックリストを実施する予定となりました。チェックリストを集計することで筑後市全体の状況を知り、今後の活動に繋がりたいと思います。